

Title	伊東乾教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.6 (1960. 6) ,p.100- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600615-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

餘地がある。その二、三を挙げれば、世界構造の變革を論じながらその變革自體に對する具體的分析を缺き、また西歐側の安全保障體制を詳細に論證しながらソ連側例えばワルンヤワ體制に對する言及が不十分であつたり、或は現代の諸中立主義を取扱つている中にA・A型の所謂兩岸主義乃至ノン・フラインメント策に對する分析比重が比較的に輕いというが如きである。これらの點は畢竟は課題の捉え方の角度的の問題であつて、そのこと自體は聊かも著者の學識に係わることでない。著者の外交史乃至國際政治學に關する豊富な學殖は、本論文及び參考論文たる「國際政治學序説」を通じてよくこれを窺うに足る。よつて著者は法學博士の學位を與うるに十分なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員

慶應義塾大學教授

法學博士 英

修道

慶應義塾大學教授

法學博士 前原

光雄

慶應義塾大學教授

島田 久吉

伊東乾教授學位請求論文審査要旨

1 主論文

民事訴訟法研究(慶應義塾大學法學研究會叢書第一卷)

2 參考論文

(1) 訴訟物論爭の新展開(法學研究三二卷七號・八號)

(2) 裁判の對象と訴訟の對象(法學研究三三卷二號及川追悼論文集所收)

(3) 民事訴訟法(慶應通信株式會社刊行)

主論文は單行論文集『民事訴訟法研究』(昭和三四年)である。

本書は伊東教授が今日までにものせられた論文中十稿及び附篇として判例批評四稿、書評一稿を收録したものである。先ず注目すべきことは、右十一稿が單に執筆又は發表の年月日によつて羅列されていることなく、全部が訴訟の對象に關する研究という觀點から、三篇に整理されて收められていることである。すなわち、右のうち「米國證據法の基本的特質」(但し抄録)、「エキキティの四段階」「紛争の解決と具體法」「競賣手續と公信的効果」の四稿は、「訴訟對象の性格の問題」と題する第一篇に、「民事訴訟における眞實義務」「眞實義務の再吟味」「當事者關與の訴訟構造と辯論主義」の三

稿は「訴訟對象の形成の問題」と題する第二篇に、又「訴訟物管見」「訴訟物の動態的把握」「離婚訴訟の訴訟物」「請求補説」の四稿は「訴訟對象の把握の問題」と題する第三篇に收録されている。

先ず第一篇から見ることにしてしよう。「米國證據法の基本的特質」の冒頭において「個別的な訴訟は、確定手續について言ふならば、具體法の發見へ向つて凝集せられた一聯の人間行爲の有機的な連鎖であり、此の目標を志向して不斷に發展する目的的過程を形成する」という言葉が見られ、又同様「エク・キティ」の四段階「の冒頭においても」「最近流行する英米法の研究から、民事訴訟法に關心を寄せる者が、解答を待望する、重要な問題の一は、その衡平法（エク・キティ）の、裁判の準則としての性質が、どのやうに考へられて來たか、と言ふことである。裁判ないし訴訟の本質を明かに理解しようとするについて、我々にとつて一見まことに奇異な法體系の二元的構成が、奇異なるが故に却つて、何か啓示的なものを與へるのではないか」と記されているやうに、既にこれら論文執筆當時において、教授の關心は訴訟對象の性格にあつたのであるが、しかし右二論文の内容自體は、直接には訴訟對象の問題を取扱つてはいない。「競賣手續と公信的効果」において、著者は、やや目標テーマに近接し、表題のような特殊問題を機縁として、いわゆる訴訟法理論というものは「法」の「判斷」の手續にのみ嚴格には妥當するもので

あること、この意味において、訴訟の對象は、事實ではなく、先ず何よりも法でなければならぬことを、明にしようとしている。訴訟對象の問題を正面から取扱つたものは「紛争の解決と具體法」である。教授がここで得た結論は、「民事訴訟の制度目的は、……紛争の正しい解決であり、一そう正確にいふならば、正しいものの認識による紛争の解決にある、と言はなければならぬ。いま、認識せられるべき正しいものを、先學の用語例に従つて、具體法と名づけよう。然るときは、民事訴訟の目的は、具體法の判斷による紛争の解決にほかならず、訴訟は法令との關係で前法的存在でありつつも、なほ具體法との關係では飽くまで後法的存在でなければならぬものである」ということであつた。

第二篇「訴訟對象の形成の問題」に目を移そう。收められた三論稿中第一の「民事訴訟における眞實義務」と、第二の「眞實義務の再吟味」とは、等しく眞實義務を直接のテーマとするもので、教授はこの二つの論文において民事訴訟における「眞實」がいかなるものであるかを究明し、いわゆる眞實義務なるものはこれを認めることができない旨を論じているのであるが、その結論への到達過程において、眞實義務と辯論主義との關係に關し詳細に研究し、總體としては紛争解決機構である訴訟も、同時にそれは紛争形成の場であり、過程としての訴訟には解決機構として作用する機能面、すなわ

ち解決形成面と、紛争の興件として作用する機能面、すなわち紛争形成面との二つの側面が現れてくるものであることを指摘する。第三の論文「當事者關與の訴訟構造と辯論主義」は、第一の論文の補足とも見られるもので、第一の論稿に關してなされた批評や意見に對して、教授の見解を明にするとともに、裁判における「眞實」との關係で、訴訟の當事者關與の構造ならびに民事訴訟の辯論主義がもつべき意味を一層究明したものである。

最後に第三篇「訴訟對象の把握の問題」であるが、ここに收められた四稿は、いずれも教授の最近作であり、又その直接のテーマが「訴訟物」であるばかりでなく、そこには第二篇において表明された理論の一段の進展が見られるのである。收められた四稿相互の間では、後稿がそれぞれ前稿を修訂・補充しており、第三篇は、全體が一つの思索のドキュメントをなすものであるが、著者は、ここで、一方には、およそ訴訟物というものを考えるに當つて必要な基本的視點を吟味するとともに、他方、これに基づいて、訴訟物を把える獨自の方法を提唱しようとするものである。確立しようとする基本的な視點というのは、たとえば、訴が訴訟物を規定し、訴訟物が既判力を規定するものではなくして、逆に、既判力が訴訟物を規定し、訴訟物が訴を規定するのだということ、具體的な法主張としての訴訟上の請求は、法と事實との合體・融合でなければならぬい

ということ、等の諸點である。著者によれば、「訴訟物に關するいわゆる新説は、原告の主觀から出發して訴訟物を定めようとするもので、この點、方法的な誤謬をおかしている。しかし、これに對する舊説も、原告の主觀的な行爲に過ぎない訴がそのまま制度の客觀的な目的と同一平面で結合せられるかのように考える點、同じく方法的な誤謬をおかすものである。併せて、新舊兩説とも、既定立の抽象法に拘泥して、訴訟の結果はじめて確定せらるべき新しい價值を看過している。訴訟物は、舊説のいうように、常に必ず、性質決定を経た一定の實體法上の權利もしくは法律關係でなければならぬ。だが、實體法とは未立價值を含んだそれであつて、當初起訴の段階から權利もしくは法律關係を指定することは不能な場合がありうる。それが何であるかは、その存否の判斷とともに、訴訟において形成され、判決の確定をまつて確定する。」とするのである。

參考論文第一「訴訟物論争の新展開」(昭和三四年)は、論文集第三篇の四稿執筆以後、訴訟物に關する新説が日本にも移植せられようやく勢を得つつある學界の新段階に即應して、新たに論争の中心に置かれなければならない四箇の問題點が生じていることを指摘、これらの問題點の吟味からも、なお且つ新説の採るべからざるものであることを論證しようとしたものである。論文集第三篇の延長といえよう。

參考論文第二「裁判の對象と訴訟の對象」(昭和三五年)は、裁判したがつて既判力の對象をいわゆる訴訟物から概念上區別しようとする最も新しい傾向を捉え、この概念的區別が成立するものならば、訴訟物新説には有力な支柱が與えられることになることを指摘するとともに、區別が實踐上も理論上も不當であることを論證しようとしたものであつて、再度、訴訟物が制度目的から客觀的に定めらるべきものであること、訴という手續の始點からでなしに、既判力という手續の終點から定めらるべきものであることが強調されている。

參考論文第三『民事訴訟法』は、昭和二六年の慶應義塾大學通信教育部教材民事訴訟法第一部を昭和三四年改訂公刊した著書である。著者みづから斷つて言つてゐるように「講義案であつて體系書ではない」が、背後には獨自の體系が用意されているのを認めることができる。

以上述べたところによつても窺い得るように、著者の右諸論文は、いずれも、民事訴訟法學の根本問題に關する研究であつて、學界に寄與することが多大であり、殊に、第二篇中においてなされている眞實義務と辯論主義との關係に關する研究、訴訟それ自體における紛争形成面の存在の指摘、第三篇および參考論文第一においてなされている訴訟物に關するいわゆる新説に關する詳細な検討と批

判、新舊兩説を止揚した獨自の立場の樹立への努力、等は、嘗て先學のなし得なかつたものをなし得たものであり、我國民事訴訟法學の進歩に多大の貢獻をなしたものとわなければならぬ。勿論、著者の見解に對しては多くの疑問がないわけではなく、現にその基本的立場に對して反對の主張を公にしている學者もない譯ではないが、このことは以上のような著者の學問上の功績に消長をおよぼすものではない。よつて、審査員等は、著者に對し、法學博士の學位を授與するを相當と認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員 慶應義塾大學教授 宮崎 澄夫

慶應義塾大學教授 法學博士 今泉孝太郎

慶應義塾大學教授 法學博士 小池 隆一